

著作物の違法コピー対応がもたらす弊害の考察



会員 岡本 智之

要 約

世間にはいわゆる海賊版や模倣品、インターネット上での違法著作物（電子データ）の公開など違法コピーがあふれている。本稿は、著作物の違法コピー対応（対策）がもたらす弊害について考察するものである。違法コピーは法上の規制の強化により一定の抑止効果は期待できるだろうが、一方で表現の創作活動を萎縮させることも考えられる。例えばパロディやオマージュと呼ばれる創作活動の萎縮である。著作物の保護（規制）強化（著作権法上の罰則強化等）によるメリットとデメリットを較量することが重要であろう。この点について、違法コピーの範囲が問題になると考える。そこで、違法コピーの定義の必要性について言及する。

目次

1. はじめに
2. 違法コピーの問題点
3. 違法コピーとは
4. 違法コピー対応（対策）がもたらす弊害
5. まとめ

1. はじめに

著作物は権利として守られるべきであることは当然であり民事・刑事の両面で守られている（民法第709条、著作権法第112条、同法第113条、同法第114条、同法第119条ほか）。しかし、このような法規制下においても、世間にはいわゆる海賊版や模倣品、インターネット上での違法著作物（電子データ）の公開など違法コピーがあふれている。本稿は、著作物の違法コピー対応（対策）がもたらす弊害について考察するものである。

この点について、そもそも違法コピーの範囲も問題になると考える。そこで、違法コピーの定義について言及する。

2. 違法コピーの問題点

著作物の違法コピーで思い起こすのは、映画や書籍の海賊版などであろうが、コンピューターによる技術が著しく発達した現在、その問題は多種多様なものとなっている。

例を挙げるならば「ケイコとマナブ事件」⁽¹⁾は雑誌のレイアウトに関する争いであった。これは教育関係

の情報誌「ケイコとマナブ」の出版業者（原告）がよく似た紙面構成をもつ情報誌の出版業者（被告）に対して、原告が有する編集著作物（著作権法第12条）の著作権を侵害するものとして、情報誌の製作・発売等の差止め、損害賠償等を請求したものである。なお、この事件では原告が敗訴している。

他方、「音楽ファイル交換事件」⁽²⁾や「2ちゃんねる事件」⁽³⁾などはインターネット社会特有の争いであったと言えよう。

前者は音楽著作権管理団体（原告）がインターネットを経由して利用者の間で好みの音楽ファイルを無料ダウンロードできる電子ファイル交換サービスを提供していた事業者（被告）に対して、原告が管理する著作権を侵害するものとして、原告の管理著作物を複製した電子ファイルの送受信等の差止め、損害賠償等を請求したものである。なお、この事件では原告が有する公衆送信権等（著作権法第23条）の侵害であるとして、被告に損害賠償を命じている。

後者は対談記事が収録された書籍についての著作権を共有する漫画家および出版社（原告）がインターネット上の電子掲示板の運営者（被告）に対して、この電子掲示板に上記対談記事が無断で掲載されたことは、原告の公衆送信権等（著作権法第23条）を侵害するものとして、上記対談記事の公衆送信等の差止め、損害賠償等を請求したものである。なお、この事件では原告が有する公衆送信権等（著作権法第23条）の侵害であるとして被告に差止め、損害賠償を命じて

いる。

とりわけ注目すべきは、通信技術やIT技術の急速な発達により、一度の侵害行為で極めて短期間に世界中に拡散してしまい、かつ、その回収がほぼ不可能になってしまうという問題があることである。侵害訴訟を提起し差止め・損害賠償等が認められたとしても、十分な損失補填がされることはないのである。

一般的に、違法コピーに対する対応（対策）としては著作権法による著作物等の保護（規制）を強化することによりなされるのであるが、果たして、保護（規制）の強化が違法コピー対応（対策）につながっているのかという問題もある。

3. 違法コピーとは

そもそも違法コピーとは、独占排他権である著作権で保護されている著作物を許諾なく利用することであり、代表的には複製（複写）することであろう。

ここで利用とは、複製すること（著作権法第21条で保護）のほか、上演又は演奏すること（同法第22条で保護）、上映すること（同法第22条の2で保護）、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）や伝達すること（同法第23条で保護）、口述すること（同法第24条で保護）、展示すること（同法第25条で保護）、頒布すること（同法第26条で保護）、譲渡すること（同法第26条の2で保護）、貸与すること（同法第26条の3で保護）、翻訳又は翻案すること（同法第27条で保護）である。いわゆる支分権で保護されている行為である。

加えて、著作者の人格を保護するという観点から、著作物を公表すること（同法第18条で保護）、著作物に著作者の氏名を表示するしないを決めること（同法第19条で保護）、著作物の同一性を保持すること（同法第20条で保護）も広義には利用と言える。すなわち、著作者人格権で保護されている行為である。

なお、二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有している（同法第28条）。

そして、違法コピーの問題点は、複製などすることが、権利者の許諾なく、また、権利者に対価が支払われることなく、不特定多数の者が閲覧などにより利用をすることができてしまうことにある。つまり、著作者が著作物によって得られるはずであった利益が得ら

れないという経済的な不利益が生ずることが問題なのである。それは金額にして時に莫大な額にのぼる。例を挙げるならば「第③世界事件」⁽⁴⁾では、違法音楽配信サイトの運営者に対して、約1億7千万円の損害賠償額の支払いが命じられている。

また、海賊版や模倣品などの違法コピーが氾濫することは、社会的に人々の著作権に対する意識の低下を招くであろう。著作権による保護の実効性がないとなれば、著作者は制作をやめ様々な文化の衰退につながるという重大な問題がある。

ではなぜ違法コピーは絶えないのであろうか。それは、違法コピーをする側からは、他者の作品を違法コピーし販売するなどするだけで容易に経済的利益が得られるからである。

以上のとおり、違法コピーは到底許されるものではないので、違法コピーを防ぐことによって、著作者の利益を確保し、そこから積極的な創作活動の意欲促進などにより文化の発展（著作権法第1条）につなげるべきである。

ここで、違法コピーは著作物に限らない。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう（著作権法第2条第1項第1号）。したがって、工業製品など（以下、製品という）は一般に著作物に該当しないが、違法コピーの問題は製品などにもあてはまる。違法コピーにより粗悪な製品が流通することにより、被コピー製品の製作（製造）企業のイメージダウン（ブランド毀損）、さらには、その企業の出身国のイメージダウン、すなわち、その国益を損なう結果になりかねないのである。つまり、違法コピーを防ぐことにより、文化の発展だけでなく、イメージアップ（ブランド保護、国益に資する）につながるのである⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

4. 違法コピー対応（対策）がもたらす弊害

以上のとおり、違法コピー対応（対策）が必要であることは間違いない。

他方、違法コピーを防ぐ（抑制する）ことにより、文化の発展（著作権法第1条）に資する表現の創作活動を萎縮させることも考えられ、著作物の保護（規制）強化によるデメリットの手当が極めて重要と考える。特に、筆者が問題と考えることは、パロディやオマージュと呼ばれる表現の創作活動の萎縮である。

パロディやオマージュは、表現の技法として重要な

ものであり、文化の発展（著作権法第1条）に資するものである。なぜなら、パロディは、その性質上、世相を表し、社会風刺や批判など、思想的・政治的な一面を持ち、ユーモアを目的としたもじりや誇張など文化的な一面を持つものである。これは、表現の自由（憲法第21条）の中でも、特に慎重に保護されなければならない。また、オマージュは、過去の芸術作品などをモチーフに新しい作品を生み出すものであり、これもまた文化の発展（著作権法第1条）に貢献するものである。

つまり、違法コピーとは規制されるべきものであり、その保護のために著作権法の規定を厳しくするなどの対応（対策）を行えば、規制強化をすることは可能である。例えば、著作権等侵害罪（著作権法第119条）では、昭和45年には3年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金であったところ、昭和58年に3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、平成8年に3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、そして、平成16年には5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科と大幅な罰則の強化がなされているのである。さらに、平成18年には10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科と、先の平成16年改正から僅か2年でさらに大幅な罰則の強化がなされているのである。

これは、増加する違法コピー問題に対応するためであることは確かである。しかし、これら罰則の強化は違法コピー問題に有効に対応できているのであろうか。

図1は「著作権法違反（海賊版事犯等）検挙状況の推移（平成12～26年）」である。筆者が警察白書から件数・人員を取り出し、グラフ化したものである。

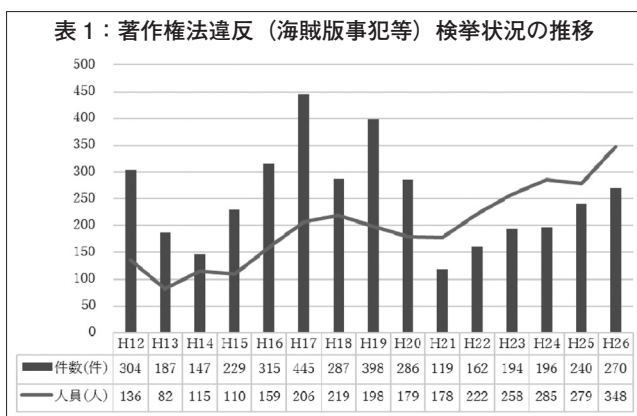


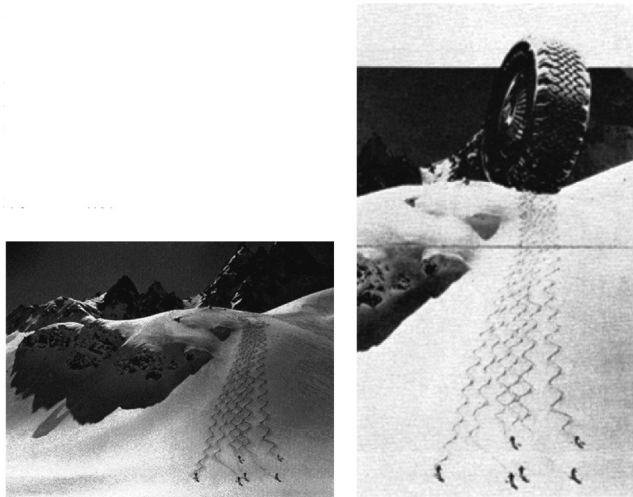
表1から分かるように、少なくともこれまでの罰則強化のレベルでは著作権侵害（違法コピーなど）に対

する抑止効果が十分に機能しているとはいえない。すなわち、罰則強化のレベルがまだまだ不十分なのである。したがって、今後も罰則強化の法改正は重ねられることになるであろう。

そしてこの場合、上述したデメリットが益々問題となる。特に、パロディやオマージュと呼ばれる「文化的」表現の創作活動の益々の萎縮である。

パロディやオマージュなどの表現活動の側面から考えるならば、これらに関する法整備をし、違法コピーとなる範囲を狭めるべきではないか。なぜなら、その結果（違法コピーとなる範囲を狭めた結果）として違法コピーとなる事案の件数を減らすことに寄与するからである。

例を挙げるならば、「パロディモンタージュ事件」⁽⁷⁾を第一に思い起こす。本事件では、著作者人格権である同一性保持権（著作権法第20条）が争われた。写真1と写真2は裁判資料から引用したオリジナル（写真1）⁽⁸⁾とそのパロディ（写真2）⁽⁸⁾である。本判決の理由では、「自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、右他人の許諾なくして利用をすることが許されるのは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる」と述べられており（傍線筆者）、著作者人格権である同一性保持権（著作権法第20条）の侵害を認めている。すなわち、パロディとして許される範囲は極めて限定的と示している。この判決の理由によれば、実質的にパロディという文化を否定していると言えよう。なぜなら、「直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる」のであれば、オリジナルを風刺や批判などで思想的・政治的な創作的表現をしたり、ユーモアを目的としたもじりや誇張など文化的な創作的表現をしたりすることを否定しているに等しいからである。



(写真1：オリジナル)

(写真2：パロディ)

以上のとおり、筆者はデメリットを十分に考慮した上で、規制するメリットとデメリットを較量し、違法コピーとなる範囲、すなわち、違法コピーの定義を明確化することが重要と考える。

なお、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム報告書（平成25年3月）⁹⁾によれば「著作物としてのパロディの在り方や、その権利意識について権利者・利用者ともに急速な変動が見られることも併せ考慮すると、少なくとも現時点では、立法による課題の解決よりも、既存の権利制限規定の拡張解釈ないし類推適用や、著作権者による明示の許諾がなくても著作物の利用の実態からみて一定の合理的な範囲で黙示の許諾を広く認めるなど、現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的で柔軟な対応を図る方策を促進することが求められているものと評価することができる。今後とも、我が国におけるパロディの実態についての把握に努めるとともに、新たな裁判例や学説に注視する必要がある。これに加え、これまでパロディを許容する明文規定を定めていなかったイギリスが立法に向けて検討を行っていることなど、諸外国の動向についても引き続き注視するとともに、適宜適切に必要な検討を加えることが重要であると考える。」として法整備を先送りしている（傍線筆者）。他方、今後も検討を継続する意向も示されており、違法コピーの定義の明確化が期待される。

5. まとめ

著作物の違法コピーが横行した場合、経済的損失はもちろんのこと作者の創作意欲を削ぎ文化の衰退につながるとも考えられる。それらは非常に大きな問題でもある。しかし、パロディやオマージュなどの特定の文化的表現行為に対してまでも規制を適用することもまた社会にとって非常に大きな損失であると考えられる。つまり、海賊版や模倣品などの違法コピーとパロディ・オマージュ等の芸術的・文化的コピーを別と捉え、それぞれ別の基準で規制すべきである。前者は罰則の強化などで規制を強化すべきであるし、後者は定義を法律に定め、積極的に保護することによりバランスを図ることにより、著作権法をはじめとする知的財産権分野の法の目的の一つでもある文化の発展（振興）を促すべきであると考えられる。

(参考文献／引用文献)

- (1) 東京高裁 平成17年03月29日 判決
- (2) 東京地裁 平成15年12月17日 判決
- (3) 東京高裁 平成17年03月03日 判決
- (4) 東京地裁 平成23年11月29日 判決
- (5) 「経済産業省製造産業局 模倣品対策・通商室、「模倣品・海賊版対策の効果について」、平成21年04月」では「企業は、経営にとって重要な課題である「ブランド価値」、「自社の利益」、「消費者保護」のために、模倣品・海賊版対策を実施している。」と述べられている。
- (6) 「姫田小夏、「上海ディズニー開園で「コピー大国・中国」は変わるか?」、<http://diamond.jp/articles/-/93202>、平成28年09月01日」では「米ウォルト・ディズニー社が模倣品に対する強い懸念を持っている中、上海ディズニーランド開園にあたり「上海では開園を目前に「ディズニー知財総合執法部隊」が編成された。」と述べられている。
- (7) 最高裁第三小法廷 昭和55年03月28日 判決
- (8) 実際のオリジナルおよびそのパロディは共にカラーであるが裁判資料ではモノクロとなっている。
- (9) 文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム、「パロディワーキングチーム 報告書」、平成25年03月

(原稿受領 2016. 9. 15)